



平成27年度から 国民健康保険税の 税率が変わります

■被保険者1人当たりのレセプト点検効果額(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度
浦添市	2,139	3,208	3,880	3,865
県内平均	2,166	2,507	2,791	3,070
全国平均	1,981	1,928	1,958	1,991

■国民健康保険税収納率の推移(現年分)

	21年度	22年度	23年度	24年度
浦添市	94.11%	94.33%	94.08%	94.00%
県内平均	90.54%	91.19%	91.67%	92.02%
全国平均	88.01%	88.60%	89.39%	89.86%

●**医療費の適正化**
保険者相違など資格点検や診療内容に係る点検に努めた結果、被保険者一人当たりの点検効果額は県内平均、全国平均よりも高くなっています。このことにより年間約1億4,000万円の財政効果がありました。

●**医療費通知等の充実**
浦添市では年6回の医療費通知を実施しています。より詳細な医療情報が提供できるよう努め、国保加入者の方々に健康への認識を深めてもらえるようにしています。また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進にも努め、年間約1億3,000万円の財政効果がありました。

●**特定健診や健康づくりの促進**
特定健診や特定保健指導の周知・広報を充実させ、未受診者の方に対する通知や個別訪問等による受診勧奨・保健指導を行っています。

●**国民健康保険税の確保**
口座振替の推進やコンビニ収納等の利用推進を図るなど、国民健康保険税を納付する際の利便性向上に努めています。また、効率的な収納体制の強化を図り、国民健康保険税の確保にも力を入れています。

の繰り入れも行わざるを得ない状況です。
このため、平成27年度から国民健康保険税率と賦課限度額を変更し、財政健全化を図ります。
今回の税率改正で、財政効果として2億6千万円程度の収入の増加を見込んでいます。

税率の改正内容

今回の税率改正では、医療分に変更はありません。支援分の所得割が2.1%から2.4%へ、支援分の均等割が5,000円から7,500円へ、支援分の平等割が4,000円から6,000円へ、介護分の所得割が1.9%から2.4%へ、介護分の均等割が7,500円から9,500円へ、介護分の平等割が4,000円から6,000円へ変更になります。

賦課限度額も現在の政令(国が定める地方税法施行令)で定められている額まで引き上げます。
医療分が51万円から52万円へ、支援分が16万円から17万円へ、介護分が14万円から16万円へ変更となります。詳細は次の表をご確認ください。

平成27年度国民健康保険税の改正後税率

算出方法		医療分		支援分		介護分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
(前年の総所得金額-33万円(基礎控除額))×税率	所得割	8.2%	変更無し	2.1%	2.4%	1.9%	2.4%
加入者人数×税額	均等割	19,000円	変更無し	5,000円	7,500円	7,500円	9,500円
1世帯あたりの税額	平等割	17,000円	変更無し	4,000円	6,000円	4,000円	6,000円
賦課限度額		51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

※**医療分**
国保加入者全員が対象。医療費の支払いなどに利用される。
※**支援分**
国保加入者全員が対象。後期高齢者医療費制度を支えるためのもの。
※**介護分**
40歳から64歳までの国保加入者に課され、介護保険制度を支えるもの。

改定率は12.05%増

平成26年度の税率と比べ一世帯当たり、一人当たりの改定率が12.05%、一世帯当たり年間およそ1万3,416円、月額に換算して1,118円程度の増額となります。

国保加入者の皆さまには、これまで以上に負担をお願いする事となりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

所得が少ない世帯への保険税の軽減拡充

国民健康保険税は、世帯の合計所得額(世帯主及び国保加入者の所得合計額)に応じて、均等割額(国保加入者一人につき課税される税)と平等割額(一世帯につき課税される税)が軽減されます。この軽減の基準が改正され、5割軽減世帯と2割軽減世帯となる対象世帯が拡大されます。拡充された軽減制度の詳細は、次の表をご確認ください。

平成27年度軽減制度の拡充

区分	軽減対象者の用件(世帯の所得額)	
	平成26年度(改正前)	平成27年度(改正後)
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更無し)
5割軽減	33万円+{(国保加入者及び旧国保被保険者の合計人数)×24.5万円}以下	33万円+{(国保加入者及び旧国保被保険者の合計人数)×26万円}以下
2割軽減	33万円+{(国保加入者及び旧国保被保険者の合計人数)×45万円}以下	33万円+{(国保加入者及び旧国保被保険者の合計人数)×47万円}以下

標準世帯の保険税額

実際に保険税がどれくら

い増額になるかを、浦添市の国保加入世帯の標準的な世帯で説明します。浦添市の標準的な世帯は、国保加入者が二人で、そのうち世帯主に介護分が発生します。世帯主に給与収入が139万円あり、所得に換算すると74万円になります。

この標準的な世帯では、年間の国民健康保険税として約8,800円の増額となります。他のケースや税額の詳細は市ホームページで解説していますのでご覧ください。
平成27年度国民健康保険税の納税通知書の発送は7月中旬頃を予定しています。

今後の取り組み

浦添市では、今後も国保加入者の皆さまが安心して医療を受けられるよう浦添市国民健康保険財政の健全化を目指します。
税率改正を行うだけでなく、更に医療費適正化を図るため、レセプト点検事務の強化やジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進、特定健診の受診勧奨、保健指導に関する取り組みなど引き続き努めていきます。

国保を守るために、みなさんにお願いたいこと

★**忘れずに国民健康保険税を納めましょう**
国民健康保険税は国保運営に欠かせない貴重な財源です。納付についてのご理解とご協力をお願いします。

★**年に1度は特定健診を受診しましょう**
本市ではメタボリックシンドロームを原因とする高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防を目的に特定健診を実施しています。また、健診結果から必要に応じて保健指導を行い、健康づくりのサポートもしています。自分自身の健康のため、年1回の健診を受けましょう。生活習慣病の早期発見や重症化を防ぐことで、医療費負担の軽減にもつながります。

医療費の節約方法

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する投薬により体に悪影響を与える心配もあります。受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

ジェネリック医薬品の利用

ジェネリック医薬品はこれまで使われてきた新薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の薬です。ジェネリック医薬品の選択は、自己負担の軽減だけでなく医療費全体の抑制にもつながります。

国民健康保険の財政状況は広報うらそえ昨年12月号に掲載しておりますので、併せて一読ください。

